

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成二八年四月一三日法律第二五号) (衆)

一、提案理由 (平成二八年三月三十一日・衆議院本会議)

○山本公一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆記者に対する報酬支払いを解禁しようとするものであります。

その主な内容は、

第一は、洋上投票の対象の拡充であります。

本案は、一定の指定船舶に乗っている船員等に限ってすることができる洋上投票について、新たに指定船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶に乗っている船員について、洋上投票の対象とするもの等としております。

第二は、要約筆記者に対する報酬支払いの解禁であります。

現行では、選挙運動においてウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布等に当たり、要約筆記者に対する報酬の支払いは禁止されておりますが、本案は、これらの選挙運動において専ら要約筆記のために使用する者について、一定の報酬を支給することができるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしておりますが、要約筆記者に対する報酬支払いの解禁については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨三月三十日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、本案に関し、地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○決議 (平成二八年三月三〇日)

本委員会は、公職選挙法の一部を改正する法律案を提出することに決した。

本案は、投票の機会の拡充として洋上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとするものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとって重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙

においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとする
ことについて、今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右、決議する。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成二八年四月六日）

○前田武志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第二四号）は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆記者に対する報酬支払を解禁しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、閣法第三〇号の法律案について高市早苗総務大臣から趣旨説明を、修正案提出者衆議院議員逢坂誠二君から衆議院における修正部分の説明をそれぞれ聴取するとともに、衆第二四号の法律案について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本公一君から趣旨説明を聴取した後、模擬選挙の拡充と若者の投票環境向上策、政見放送への手話通訳及び字幕の付与の現状と課題、投票機会を保障するための執行経費確保の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より閣法第三〇号の法律案に反対、衆第二四号の法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、閣法第三〇号の法律案は多数をもって、また、衆第二四号の法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、衆第二四号の法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二八年四月一日）

本法律案は、投票の機会の拡充として洋上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとするものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとって重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとするについて、

今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。